

令和2年9月2日

自動販売機の設置による営業者の募集について（公告）

京都家庭裁判所国有財産事務分掌者
京都家庭裁判所長 本 多 久美子

京都家庭裁判所庁舎の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機により軽食、菓子類等（以下「食料品」という。）及び清涼飲料水を販売する方を募集します。

応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

京都家庭裁判所庁舎における使用許可（自動販売機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

京都家庭裁判所庁舎の一部について自動販売機により食料品及び清涼飲料水を販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可する相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所庁舎 西棟1階 1.72㎡、東棟1階 1.72㎡

(1) 西棟1階 1.72㎡ 1台（食料品及び清涼飲料水）

(2) 東棟1階 1.72㎡ 1台（清涼飲料水）

※ 水道を使用しないものに限る。

※ 使用許可面積については、設置する機種により増減する場合がある。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（食料品及び清涼飲料水）を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和2年9月2日（水）から同月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

京都家庭裁判所事務局会計課管理係
京都市左京区下鴨宮河町1番地

電話 075-722-7211（内線 236・237）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送による交付を希望する場合は、交付期間内に事前に必要額を問い合わせた上で、返信用切手を送付すること。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和 2 年 9 月 16 日（水）から同月 30 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（午後零時 15 分から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所

(1)のイに記載した企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送する方法による（郵送による場合は、アの提出期間内に必着のこと。）。

エ 提出部数

8 部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成若しくは提出に関する質問は、次の提出期限まで書面にて受け付けるので、提出場所に持参又は送付（事前連絡の上、FAX 送信も可とする。FAX 番号 075-722-1242）する。ただし、質問の内容によっては、公募手続の公平及び公正性の確保の点から回答できない場合がある。

なお、手続及び企画提案書の形式についての質問は、5の(1)のイに記載の企画提案募集要領の交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式

日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いる。

イ 提出期限

令和 2 年 9 月 15 日（火）午後 4 時 30 分まで

ウ 提出場所

5の(1)のイに記載の企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、令和 2 年 9 月 18 日（金）までに適宜の方法（郵送又は電送（FAX 送信又はメール送信））により送付する。
- (3) 現場案内を希望する場合は、事前に 5の(1)のイに記載の企画提案募集要領の交付場所に電話連絡して日程調整すること。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

キ 最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

(2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案書審査基準の評価項目記載の事項を評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。ただし、提案金額が、京都家庭裁判所が算定した使用料（以下、「算定金額」という。）の制限に達している場合に限る。提案金額が算定金額の制限に達していない場合は、提案金額について、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、当庁から別途連絡する。

なお、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの国有財産使用料金額を提案書に記入すること。

(4) 再提案によっても算定金額の制限に達しない場合、算定金額の制限以上で使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

(5) 上記(4)の手続によっても算定金額の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書等の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実

施すことがある。